

小千谷商工会議所

小千谷市本町2-1-5

TEL:0258-81-1300

FAX:0258-83-3632



厚生労働省より「働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の助成対象の見直しについて」

厚生労働省はこの度、新型コロナウイルス感染症対策として新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するための「働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）」について助成対象を見直します。既に交付申請を行っている事業主についても、変更申請や補正等を行っていただくことにより、対象となります。

【主な改正点】

令和2年2月17日以降の取組について

- ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とする
- ・パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用（※）も対象とする

※（事業の実施期間内5月31日までの経費であり、かつ、同日までに支出されたものに限る）

【備考】

令和2年度補正予算案が成立した後に、通常の「働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）」について、以下の改正を行う予定です。

- ・1人当たりの上限額及び1企業当たりの上限額を倍増する
- ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象とする
- ・成果目標のうち、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる目標を廃止する

～ご参考～

厚生労働省より

「リーフレット」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000625750.pdf>

「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースについて」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

問い合わせ先

テレワーク相談センター (<https://www.tw-sodan.jp/>)

TEL:0120-91-6479

Mail:sodan@japan-telework.or.jp